

(仮訳)

2013年8月12日

市中協議報告書のカバーノート

支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)代表理事会は、本日、市中のコメントを求めるため、「金融市場インフラ(以下「FMI」)の再建」に関する報告書を公表する。

本報告書は、FMIが、その参加者および業務を提供する市場にとって不可欠なサービスを継続して提供するのを妨げる可能性のある存続可能性および財務基盤に対する脅威からの回復を可能とする計画をどのように策定するのかについてのガイダンスを、FMIに提供する。

本報告書は、CPSSとIOSCOにより2012年4月に公表された、FMIのための国際基準である「金融市場インフラのための原則」(以下「FMI原則」)を補足するものである。本報告書はFMIのための追加的な基準を新たに定めるものではないが、FMIが実効的な再建計画を備えるべきとのFMI原則上の要請をFMIが遵守するうえでのガイダンスを提供する。また、本報告書は、金融安定理事会(FSB)により2011年10月に公表された、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」とも整合的である。

本報告書は、2012年7月のCPSSとIOSCOによる報告書「金融市場インフラの再建と破綻対応」に対し、どのような再建手法がFMIにとって適切であるかについて追加的なガイダンスを求めるコメントが寄せられたことを受けて作成された。

本報告書は、1ページおよび2ページに要旨を含む。

CPSSとIOSCOは、市中協議報告書の内容(特に下記の点)について、コメントを求める。

1. 再建計画および再建計画の作成に関するガイダンス。
2. 再建手法に関するガイダンス。
3. 再建手法の適切性の判断に用いられるガイドライン。
4. 再建手法が直接参加者および間接参加者に与える影響。
5. 各再建手法に伴うエクスポージャーの管理・コントロールの可能性を含む、特定の再建手法に対する長所と短所の記述内容。
6. 特定の手法によって生み出されるインセンティブに対する議論。
7. 本報告書で議論されている、参加者の破綻や流動性の枯渇に対処するための一連の再

建手法の完全性¹と適切性。

8. 本報告書で議論されている、参加者の破綻によるものでない損失に対処するための一連の再建手法の完全性と適切性。

以上に加えて、本報告書で扱っていない考慮すべき手法があれば、その手法を、その長所および短所と共に述べて頂きたい。同様に、更にガイダンスが必要とされる追加的な分野があれば、その分野と、どのようなガイダンスが有益であると考えられるかを述べて頂きたい。

コメントは、cpss@bis.org および fmirecovery@iosco.org 宛てに、2013年10月11日までに提出するものとする。市中協議期間の終了後、CPSSとIOSCOは、受領したコメントを考慮したうえで、最終報告書を公表する予定である。

¹ 全ての損失を吸収できること。